

信頼される安心を、社会へ。



グリーン設計ガイドライン

【第3版】

セコム株式会社 技術開発本部

目次

はじめに	2
1. セコムの環境基本理念と環境基本方針	3
2. グリーン設計ガイドラインのポイント	3
3. 適用範囲	3
4. 取引先企業様への要求事項	4
4.1 製品に関する要求事項	4
4.2 環境経営に関する要求事項	4
5. 環境保全性の改善	4
6. 仕様書への記載について	5
7. 環境配慮設計項目一覧	5
8. 有害化学物質一覧	7
別表1:化学物質非含有保証書(TE-988)	8
別表2:化学物質含有報告書(TE-989)	9
改訂履歴	10

はじめに

地球環境の保全は人類共通の課題であり、企業における取り組み・役割がますます重要視されております。弊社では、「社業を通じて社会に貢献する」との企業理念を掲げ、「セコムが目指す安全で快適な暮らしの基盤が地球環境の保全である」という認識のもと、あらゆる事業活動において地球環境保全に配慮した行動に取り組んでおります。

製品開発においては、省エネルギー、省資源、リサイクル性の向上等を考慮した「環境配慮設計」を推進しており、特に有害化学物質の規制については、製品のLCA(ライフサイクルアセスメント)において重要なものと考え、その管理を実施しております。弊社の製品は、多くの取引先企業様との連携の中で開発しており、これらの活動をさらに実りあるものとするためには、取引先企業様のご協力が不可欠です。

弊社としましては、この「グリーン設計ガイドライン」をもとに、取引先企業様と連携して環境保全活動をさらに力強く推進してまいりたいと存じます。

取引先企業様におかれましては、弊社の環境に関する取り組みをご理解いただき、今後とも、より一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

1. セコムの環境基本理念と環境基本方針

環境基本理念

セコムは「社業を通じて社会に貢献する」との企業理念に基づき、「セコムが目指す安全で快適な暮らしの基盤が地球環境の保全である」という認識のもとに、あらゆる事業活動において地球環境保全に配慮した行動をとります。

環境基本方針

(事業による環境貢献)

1. セコムは「資源循環型」・「低炭素型」のビジネスモデルであるセコム・オンラインセキュリティシステムの普及と環境保全に役立つ商品やサービスの提供を通して、地球環境課題の解決に貢献します。

(事業運営における環境保全活動)

2. セコムは事業活動のあらゆる段階(バリューチェーン)において、地球温暖化防止、資源の有効利用、生物多様性保全など、地球環境保全に資する行動を実践し汚染の予防に努めます。

・商品やサービスの開発製造プロセスでは、環境配慮設計を実践し、有害物質の排除、機器の省資源化・省電力化によりお客様と社会の環境負荷低減に努めます。

・事業活動によるエネルギーや資源の使用にあたっては、無駄の排除を徹底し、高効率で環境負荷の低い設備や機器、システムなどを積極的に採用することで、環境と経済の両立を図り、継続的な環境保全活動を推進します。

(法令等遵守)

3. セコムは環境保全に関わる諸法令、規則及び環境関連の各種協定を遵守します。また、自主規制を制定して環境保全に取り組みます。

(環境マネジメントシステムの継続的改善)

4. セコムは環境課題の解決力をたゆまず向上させる取り組みとして、環境マネジメントシステムの継続的な改善に努めます。

(社員のモチベーション向上)

5. セコムは本環境方針を社内に通知し、社員一人ひとりが環境問題の重要性を理解し、高いモチベーションで環境保全活動に取り組み、社会貢献ができるよう教育・啓発を推進します。

(社会とのコミュニケーション)

6. セコムは広く社会に環境情報を開示し、関係者の方々とのコミュニケーションを通じて社会からの期待に応えられるよう努力します。

2. グリーン設計ガイドラインのポイント

本ガイドラインは、取引先企業様と連携して環境保全活動をさらに力強く推進するために、製品を設計・開発する際の「環境配慮設計」と、納入製品の「有害化学物質の管理」に関する考え方を示したものです。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、弊社が依頼して取引先企業様が設計・開発をおこない、納入する製品に適用いたします。なお機器本体の他、付属品、交換部品、梱包・包装材等も対象といたします。

4. 取引先企業様への要求事項

4.1 製品に関する要求事項

(1) 環境配慮設計

弊社では環境配慮設計について、製品の新規開発・設計変更の開始時に計画を行い、完了後に評価を実施します。開発委託している取引先企業様には、開発委託時に個別にお渡しする要求仕様に加え、環境配慮設計にご協力いただきます。

※環境配慮設計項目の詳細は、「7. 環境配慮設計項目一覧」をご参照ください。

(2) 有害化学物質の管理

① 有害化学物質の使用制限

弊社の製品には、弊社で定めた「有害化学物質」の含有を原則として禁止しています。ただし、やむを得ず有害化学物質が含有してしまう場合は、許容値を順守願います。

※弊社指定の有害化学物質の詳細は、「8. 有害化学物質一覧」をご参照ください。

② 化学物質調査の協力

取引先企業様には、納入製品が含有する化学物質について、弊社で必要な情報を提出していただきます。また、必要に応じて、情報のもとになった測定データ等の提出をお願いする場合があります。

※提出には、「化学物質非含有保証書(TE-988)」または「化学物質含有報告書(TE-989)」をご使用ください。

③ 含有化学物質情報の更新

製造工程や使用部材の変更等により、納入製品が含有している有害化学物質に変更が生じた場合や新たな含有が判明した場合には、その都度、速やかに報告をお願いいたします。

※提出には、「化学物質非含有保証書(TE-988)」または「化学物質含有報告書(TE-989)」をご使用ください。

4.2 環境経営に関する要求事項

(1) 環境マネジメントシステムの構築

取引先企業様の製造部門において、ISO14001等の環境に関する認証取得や認証同等の環境マネジメントシステムの構築をお願いいたします。

(2) 法令の遵守

取引先企業様は、常に環境に関する法令の最新情報を取得し、遵守するようお願いいたします。

(3) 環境情報の開示

取引先企業様には、必要に応じて、弊社指定の「有害化学物質」以外の環境情報についても、提出していただきます。

※個別に弊社顧客要望による調査が必要になる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 環境経営の調査

取引先企業様には、必要に応じて、環境経営に関する調査をさせていただきます。

※弊社製品の製造部門に対して、アンケートや現地調査をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

5. 環境保全性の改善

取引先企業様から提出していただいた情報をもとに、弊社にて納入製品の環境保全性を確認いたします。取組み状況によっては、必要に応じて納入製品の環境保全性について、改善をお願いする場合があります。

6. 仕様書への記載について

納入製品の「納入仕様書」には、弊社指定の「有害化学物質」について、含有情報を記載してください。

(記載内容)

- ・弊社指定の有害化学物質が非含有の場合 → グリーン設計ガイドライン(第3版)に対応済みの旨を記載
- ・弊社指定の有害化学物質が含有の場合 → 含有化学物質名を記載

7. 環境配慮設計項目一覧

製品の新規開発・設計変更時に弊社が評価する環境配慮設計項目は、以下の通りです。

※製品に応じて、環境配慮設計の比較対象とする基準機器が、「有る」場合と「無い」場合の評価方法(2通り)があります。どちらの方法で評価をするかは、弊社にて判断いたします。

(1) 基準機器が「有る」場合の評価項目

No.	項目	詳細内容	
1	減量化・減容化	機器の減量化・減容化	機器の質量を減少させる
			機器の体積を減少させる
		付属品の減量化	付属品(取付金具やネジ等)の質量を減少させる
2	再生資源の使用	再生資源の使用	機器や付属品に、再生資源(再生プラスチック)を使用する
			既に再生資源(再生プラスチック)を使用している場合、その使用量を増加させる
3	再資源化等の可能性の向上	マテリアルリサイクル可能率の向上	マテリアルリサイクルが困難なプラスチック部品の質量を減少させる ・複数材質を使用したプラスチック部品 ・金属がインサートされたプラスチック部品 ・塗装されたプラスチック部品 等
4	長期使用の促進	寿命の長期化	機器自体の寿命を長くする ・MTBF ・稼働部の耐久回数 ・その他の比較可能な項目 等
		部品の交換性の向上	交換部品(電池や電球等)がある場合、その部品寿命を長くする 交換部品(電池や電球等)がある場合、その交換を容易な構造にする
5	解体・分別処理の容易化	解体・分別の容易性	機器の解体分別に要する時間を短縮する(分別困難なセンサー等を除く) ・リペアを想定して手解体する時間 等
		部品の材質表示	質量が50g以上のプラスチック部品に分別のための材質表示をする
6	包装	包装材・緩衝材の減量化・減容化	包装材や緩衝材の質量を減少させる(段ボールを除く)
		分別の容易性	包装材や緩衝材に発泡性プラスチックを使用しない
			止むを得ない理由で発泡性プラスチックの使用を継続する場合、その使用量を削減させる
			止むを得ない理由で発泡性プラスチックの使用を継続する場合、他の包装材や緩衝材に接着させない

		有害性・有毒性 ※新規開発時の必須項目	包装材や緩衝材に有害重金属、特定アミン類を形成するアゾ染料・顔料等の有害性物質を含有しない
		再生資源の使用	環境に配慮した素材や再生素材(再生プラスチック等)を使用する
		包装材・緩衝材の識別表示	全ての包装材や緩衝材に、分別促進のための適切な識別表示をする
7	コンプライアンス	機器に含まれる環境負荷物質の禁止・削減・管理 ※新規開発時の必須項目	欧州 RoHS 対象物質(10 物質)を含有しない
			セコム指定の有害化学物質(20 物質)を含有しない
8	使用段階における省エネ・省資源等	使用段階における省エネ性	最大消費電力を削減する
			待機時消費電力を削減する
9	製造段階における環境負荷低減(廃棄物量の削減、歩留り・生産効率の向上等)	—	製造段階の環境負荷を低減させる設計に取り組む(廃棄物量の削減、歩留り・生産効率の向上等)
10	機器独自に環境配慮に取り組むポイント	—	環境負荷を低減させる機器独自の取組み(直接及び間接含めて)

(2) 基準機器が「無い」場合の評価項目

No.	項目	詳細内容	
1	再生資源の使用	再生資源の使用	機器や付属品に、再生資源(再生プラスチック)を使用する
2	解体・分別処理の容易化	部品の材質表示	質量が 50g 以上のプラスチック部品に分別のための材質表示をする
3	包装	分別の容易性	包装材や緩衝材に発泡性プラスチックを使用しない
			止むを得ない理由で発泡性プラスチックの使用を継続する場合、他の包装材や緩衝材に接着させない
		有害性・有毒性 ※新規開発時の必須項目	包装材や緩衝材に有害重金属、特定アミン類を形成するアゾ染料・顔料等の有害性物質を含有しない
		再生資源の使用	環境に配慮した素材や再生素材(再生プラスチック等)を使用する
		包装材・緩衝材の識別表示	全ての包装材や緩衝材に、分別促進のための適切な識別表示をする
		機器に含まれる環境負荷物質の禁止・削減・管理 ※新規開発時の必須項目	欧州 RoHS 対象物質(10 物質)を含有しない
			セコム指定の有害化学物質(20 物質)を含有しない
5	機器独自に環境配慮に取り組むポイント	—	環境負荷を低減させる機器独自の取組み(直接及び間接含めて)

8. 有害化学物質一覧

弊社にて、製品含有を原則禁止している有害化学物質は以下の通りです。

<有害化学物質一覧>

No.	化学物質／物質群 ※1	許容値(閾値)
1	カドミウム／カドミウム化合物	100ppm 未満 ※2 ※3
2	鉛／鉛化合物	1000ppm 未満 ※2 ※3
3	水銀／水銀化合物	1000ppm 未満 ※2 ※3
4	六価クロム化合物	1000ppm 未満 ※2 ※3
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm 未満 ※2
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm 未満 ※2
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	1000ppm 未満 ※2
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm 未満 ※2
9	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	1000ppm 未満 ※2
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm 未満 ※2
11	短鎖型塩化パラフィン(PC)(炭素数10から13)	意図的使用は不可
12	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	意図的使用は不可
13	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	意図的使用は不可
14	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	意図的使用は不可
15	トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)	意図的使用は不可
16	アスベスト類	意図的使用は不可
17	アゾ染料・顔料 ※4	意図的使用は不可
18	オゾン層破壊物質 ※5	意図的使用は不可
19	放射性物質	意図的使用は不可
20	ホルムアルデヒド	意図的使用は不可

※1 適用除外項目については、最新の「JIS C0950附属書 B(規定)の項目」及び「RoHS除外項目」に準拠します。

※2 均質材料に含まれる有害化学物質の質量を当該均質材料全体の質量で割った値となります。

※3 梱包・包装材への使用は、No.1～No.4の化学物質の合計が100ppmを超えないこととします。

※4 人の皮膚に直接かつ長時間接触する部位への使用を禁止とします。

※5 モントリオール議定書の附属書で定める物質を対象とします。

※化学物質の含有調査の結果については、次の書式にて対応願います。

化学物質含有状況	許容値欄記載条件	適用除外項目(※1)	使用書式
非含有	—	—	化学物質非含有保証書(TE-988)
含有	適合	—	
	不適合	該当	化学物質含有報告書(TE-989)
		非該当	

※今後、弊社指定の含有禁止化学物質は変更する場合があります。

別表1:化学物質非含有保証書(TE-988)

セコム株式会社
技術開発本部 殿

化学物質非含有保証書

機器名称		機器コード	
会社名		記入日(西暦)	年 月 日
責任者 (氏名・所属・役職)			印
担当者 (氏名・所属・役職)			印
連絡先電話番号		メールアドレス	

上記機器には貴社が定める有害化学物質が、非含有(許容量未満)であることを保証します。
当社が保証するデータの根拠は [自社分析 / 書類審査(部品メーカーの証明書等)] となります。
※口内にチェック(✓)を入れてください。

■有害化学物質

No.	化学物質/物質群 ※1	許容値(閾値)
1	カドミウム/カドミウム化合物	100ppm 未満 ※2※3
2	鉛/鉛化合物	1000ppm 未満 ※2※3
3	水銀/水銀化合物	1000ppm 未満 ※2※3
4	六価クロム化合物	1000ppm 未満 ※2※3
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm 未満 ※2
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm 未満 ※2
7	フタル酸ジ-n-エチルヘキシル(DEHP)	1000ppm 未満 ※2
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm 未満 ※2
9	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	1000ppm 未満 ※2
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm 未満 ※2
11	短鎖型塩化パラフィン(PC) (炭素数10から13)	意図的使用は無し
12	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	意図的使用は無し
13	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	意図的使用は無し
14	ビス(トリブチルスズ)オキソ(TBTO)	意図的使用は無し
15	トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)	意図的使用は無し
16	アスベスト類	意図的使用は無し
17	アゾ染料・顔料 ※4	意図的使用は無し
18	オゾン層破壊物質 ※5	意図的使用は無し
19	放射性物質	意図的使用は無し
20	ホルムアルデヒド	意図的使用は無し

※1 適用除外項目については、最新の「JIS C 0950 附属書 B(規定)の項目」及び「RoHS 除外項目」に準拠します。

※2 均質材料に含まれる有害化学物質の質量を当該均質材料全体の質量で割った値となります。

※3 梱包・包装材への使用は、No.1~No.4の化学物質の合計が100ppmを超えないこととします。

※4 人の皮膚に直接かつ長時間接触する部位への使用を禁止とします。

※5 モントリオール議定書の附属書で定める物質を対象とします。

別表2:化学物質含有報告書(TE-989)

セコム株式会社
技術開発本部 殿

化学物質含有報告書

機器名称		機器コード	
会社名		記入日(西暦)	年 月 日
責任者 (氏名・所属・役職)			印
担当者 (氏名・所属・役職)			印
連絡先電話番号		メールアドレス	

上記機器につき、貴社が定める有害化学物質の含有状態を報告いたします。

■有害化学物質

No.	化学物質/物質群	含有状態 ※1	使用部位	備考 ※2 ※適用除外項目等
1	カドミウム/カドミウム化合物	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
2	鉛/鉛化合物	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
3	水銀/水銀化合物	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
4	六価クロム化合物	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
8	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
9	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
11	短鎖型塩化パラフィン (PC) (炭素数 10 から 13)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
12	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
13	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 3 以上)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
14	ビス(トリブチルスズ)オキソ (TBTO)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
15	トリブチルスズ類 (TBT 類)、トリフェニルスズ類 (TPT 類)	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
16	アスベスト類	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
17	アゾ染料・顔料	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
18	オゾン層破壊物質	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
19	放射性物質	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		
20	ホルムアルデヒド	1 非含有 / 2 含有 (ppm) / 3 不明		

※1 上記No.1～No.20の物質が含有される場合は、均質材料に含まれる有害化学物質の「含有量 (ppm)」を記載してください。含有調査が困難な物質は、「3 不明」としてください。

※2 同一有害化学物質を複数部位に使用している場合は、全ての「含有量」、「使用部位」を備考欄または別紙を作成して記載してください。

改訂履歴

版	改訂日	内 容
1	2011.06.01	<ul style="list-style-type: none"> ・新規発行 ※『グリーン調達ガイドライン』を全面改訂し『グリーン設計ガイドライン』として発行。
2	2014.11.01	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通して表記統一。 ・実運用にあわせて、全項目を見直し。 ・文書No.を取得し、環境文書として運用を開始。 ・別紙として以下の書式を追加。 TE-988 化学物質非含有保証書 TE-989 化学物質含有報告書
3	2018.07.20	<ul style="list-style-type: none"> ・『1. セコムの環境基本理念と環境基本方針』を本社 Web サイトにて公開している内容に統一。 ・項番見直し。 ・『4. 取引先企業様への要求事項、4.1、(2)①』について、含有は原則禁止、やむを得ず含有する場合についての表記を変更。 ・『7. 環境配慮設計項目一覧、(1)・(2)表、コンプライアンス項目』について、RoHS 対象物質 10 物質、セコム指定の有害化学物質 20 物質に修正。機器独自に取組むポイントについての説明を修正。 ・『8. 有害化学物質一覧』にフタル酸エステル類 (DEHP、DBP、BBP、DIBP) を追加。一覧表下の注意事項の表記を変更。 ・別表1、別表2について変更 ・改訂履歴を追加

グリーン設計ガイドライン 【第3版】
2018年7月20日 発行

セコム株式会社 技術開発本部
